

外国送金・輸入取引受付時における依頼事項について

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策」の重要性が高まる中、当金庫は、「外国為替及び外国貿易法」にもとづく経済制裁措置の確実な実施のためお客さまのご送金・輸入取引が、「貿易に関する支払規制」および「資金用途規制」等に該当しないことを確認させていただいております。

今般、「北朝鮮に対する支払の原則禁止措置」にかかるご確認について、下記の通りご依頼いたします。

ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 実施日

2020年4月20日（月）申込受付分より

2. 対象取引

- (1) 仕向送金
- (2) 輸入信用状の開設・条件変更
- (3) 輸入為替手形の決済・引受

3. 依頼事項

「仕向送金・輸入取引にかかる受取人（受益者）の実質的支配者が北朝鮮に住所を有する者でないこと」の確認・申告をお願いいたします。

※ 実質的支配者とは当該法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人や個人のことを言います。

4. 申告方法

- ・窓口でのお手続きの際は各申込書に上記内容を記載しておりますので、ご確認の上、当該欄にチェックをお願いします。
- ・中信 web 外為サービスでは内容確認の際の「企業様への確認事項」欄に上記内容を記載しておりますので、ご確認の上、同意欄にチェックをお願いします。

以上